

4 小山市

○：必ず提出が必要な書類 △：該当がある場合に提出が必要な書類 ×：提出が不要な書類
提出書類は全て「写し可」です。※行政書士の委任状を除く

No.	提出書類の名前	市内	準 市内	市外	摘要及び注意事項等
1	<input type="checkbox"/> 小山市のチェックリスト	○	○	○	申請者が自己チェックをし、提出してください。
2	<input type="checkbox"/> 共通書類の入札参加資格申請書(PDF)の写し	○	○	○	電子申請システムで申請後、PDFが出力されますので、印刷してご提出ください。
3	<input type="checkbox"/> 小山市税の完納証明書、滞納なし証明書、非課税証明書 ※発行日から3ヶ月以内のもの、写し可	○	○	△	未納税額（過年度分含む）がある場合は参加申請できません。 小山市に納税義務を有する申請者は提出が必要です。 ※課税されている場合は「完納証明書」または「滞納なし証明書」、課税されていない場合は「非課税証明書」を提出してください。 *「完納証明書」及び「滞納なし証明書」は納税課、「非課税証明書」は市民課で発行しています。
4	<input type="checkbox"/> 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	○	○	○	申請日時点で有効な経営事項審査の通知書を提出してください。
5	<input type="checkbox"/> 委任状（市町提出用）	×	○	△	入札及び契約締結等について、営業所長等に委任する場合に提出してください。
6	<input type="checkbox"/> 技術者名簿(小山市様式)	○	×	×	市内に本店を置く申請者のみ提出が必要です。 資格の合格証明書等の写し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付 してください。 ※新たに登録する技術者については以下の申請書類一式も提出してください。 ①技術者登録申請書（小山市様式） ②健康保険被保険者証の写しまたは標準報酬決定通知書の写し
7	<input type="checkbox"/> 技術職員名簿の写し（建設業法施行規則様式第二十五号の十一別紙二）	○	×	×	市内に本店を置く申請者のみ提出が必要です。 余白に、商号、代表者職氏名を記入し、提出してください。
8	<input type="checkbox"/> 営業所一覧表の写し（建設業法施行規則様式第一号別紙二（1）または（2））	×	○	△	受任者を置く申請者のみ提出が必要です。 ※建設業の許可後、営業所名や営業している業種に変更があった場合は、変更後の営業所の状況を把握するため、建設業法施行規則様式第二十二号の二「変更届出書」も提出してください。
9	<input type="checkbox"/> 専任技術者一覧表の写し（建設業法施行規則様式第一号別紙四）または専任技術者証明書の写し（同規則様式第八号）	○	×	×	市内に本店を置く申請者のみ提出が必要です。
10	<input type="checkbox"/> 主観的事項調査票（小山市様式）	○	×	×	・市内に本店を置く申請者のみ提出が必要です。 ・該当事項がない場合でも提出してください。
11	<input type="checkbox"/> 緑とあかりの里親に関する書類（該当がある場合、①、②のいずれかまたは両方） ①緑とあかりの里親認定証または協定書の写し ②活動実績報告書	△	×	×	・申請日現在有効な「緑とあかりの里親認定証」の写しを提出してください。 ・申請年度（申請日までの期間に限る）及び前2ヶ年度のうち2ヶ年度以上の活動実績がある事業者は、建設水道部道路課に提出した活動実績報告書の写しを提出してください。
12	<input type="checkbox"/> 消防団協力事業所認定証	△	×	×	申請日現在有効な「消防団協力事業所認定証」の写しを提出してください。

13	<input type="checkbox"/> 小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定証	△	×	×	申請日現在有効な「小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定証」の写しを提出してください。
14	<input type="checkbox"/> 障がい者雇用を証する書類 (該当がある場合、①、②のいずれか) ①障害者雇用状況報告書 ②障害者手帳等及び常勤性確認書類	△	×	×	・障がい者の雇用義務があり(常用従業員数43.5人以上)、雇用義務を達成している場合は、①障害者雇用状況報告書(公共職業安定所に提出した申請日直前の6月1日現在におけるもの)の写しを提出してください。 ・障がい者の雇用義務はないが(常用従業員数43.5人未満)、障がい者を雇用している場合は、②障害者手帳等(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳)及び常勤性確認書類(社会保険被保険者証の写し等)の写しを提出してください。 ※栃木県へ共通書類として提出した書類の写しを提出してください。
15	<input type="checkbox"/> 管轄保護観察所が発行する証明書 (該当がある場合、①、②のいずれか) ①協力雇用主登録証明書 ②保護観察対象者等雇用に関する証明書	△	×	×	・管轄保護観察所に協力雇用主登録をしているが、保護観察対象者等の雇用実績のない場合は、①協力雇用主登録証明書の写しを提出してください。 ・保護観察対象者等の雇用実績がある場合は、②保護観察対象者等雇用に関する証明書の写しを提出してください。 ※栃木県へ共通書類として提出した証明書の写しを提出してください。
16	<input type="checkbox"/> 返信用封筒	○	○	○	入札参加資格審査の結果を送付するためのものです。 所在地、商号又は名称、担当者名を記入し、84円切手を貼った定形封筒を同封してください。

【小山市提出書類】の問合わせ先
 小山市理財部契約検査課工事契約係
 TEL : 0285-22-9323 FAX : 0285-22-9259